

災害時のトイレ対策検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大規模な地震災害の発生に備え、災害時のトイレ対策について必要な事項を検討することを目的として、災害時のトイレ対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 災害時のトイレの備蓄及び配備計画に関する事項
- (2) 災害時のトイレの設置及び管理に関する事項
- (3) マンホールトイレの整備及び管理に関する事項
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 検討会議の委員は、別表に掲げる部署に所属する職員とする。

(会長)

第4条 会長は、危機管理本部危機管理部担当課長をもって充てる。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じ、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 検討会議は、必要があると認める場合、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、危機管理本部危機管理部において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項については、その都度協議し定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(マンホールトイレ検討会議設置要綱の廃止)

2 マンホールトイレ検討会議設置要綱（22川総危第108号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務企画局都市政策部企画調整課
総務企画局公共施設総合調整室
総務企画局行政改革マネジメント推進室
財政局財政部財政課
環境局生活環境部収集計画課
こども未来局総務部庶務課
まちづくり局総務部まちづくり調整課
建設緑政局総務部危機管理担当
建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課
危機管理本部危機管理部
危機管理本部危機対策部
川崎区役所危機管理担当
幸区役所危機管理担当
中原区役所危機管理担当
高津区役所危機管理担当
宮前区役所危機管理担当
多摩区役所危機管理担当
麻生区役所危機管理担当
上下水道局総務部危機管理担当
上下水道局下水道部下水道管理課
上下水道局下水道部下水道計画課
上下水道局下水道部下水道管路課
教育委員会事務局総務部庶務課
教育委員会事務局教育環境整備推進室